

○立川市スポーツ推進審議会条例施行規則

平成27年 3 月31日規則第12号

改正

平成29年12月 1 日規則第40号

令和 7 年 4 月 1 日規則第42号

立川市スポーツ推進審議会条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、立川市スポーツ推進審議会条例（昭和54年立川市条例第 7 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の選出区分)

第 2 条 条例第 2 条に規定する委員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 社会体育の関係者 3 人以内
- (2) 学校体育の関係者 2 人以内
- (3) 市民 2 人以内
- (4) 学識経験を有する者（以下「学識委員」という。） 3 人以内
- (5) 関係市民団体等が推薦する者 4 人以内
- (6) 関係行政機関の職員 1 人

(部会)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項の規定による部会の設置は、会長が立川市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）に諮って定める。

2 条例第 4 条第 2 項及び第 5 条の規定は、部会について準用する。

(会議録)

第 4 条 会長及び部会長は、会議録を調製し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 付議した事項及び審議の概要
- (4) その他必要と認める事項

(委員の報酬)

第 5 条 委員の報酬は、立川市非常勤職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第 2 号）別表の規定により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第4条に規定する会長 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 学識委員である場合 日額26,000円

イ 学識委員でない場合 日額14,200円

(2) 学識委員（前号に掲げる会長を除く。） 日額20,000円

(3) その他の委員（第1号に掲げる会長を除く。） 日額10,800円

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、文化スポーツ部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月1日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年4月1日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。